

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00038 沿 革 (略) <u>平成25年3月18日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 6 条 (略)</p> <p>(対価の額)</p> <p>第 7 条</p> <p>第 1 項 ～ 第 3 項 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定で定める定額での減額について、当該事業計画書等において、当該投資の実施初年度から被保険投資の相手方の当期利益累計金額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額がプレミアム相当額以上となるまでの年数を、当該プレミアム相当額の回収期間とする。当該事業計画書等において、事業計画期間内にプレミアム相当額を回収する計画となっていない場合は、事業計画の最終年度の当期利益がその後も継続するものとして回収期間を計算する。ただし、当該事業計画書等に基づく回収期間が 20 年を超える場合には、当該期間を 20 年として、減額すべき金額を算出するものとする。</u></p> <p>第 8 条 ～ 第 18 条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00038 沿 革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 6 条 (略)</p> <p>(対価の額)</p> <p>第 7 条</p> <p>第 1 項 ～ 第 3 項 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定で定める定額での減額について、当該事業計画書等における当該投資の実施初年度からプレミアム相当額が減額により零になるまでの期間が 20 年を超える場合には、当該事業計画書等にかかわらず当該期間を 20 年として算出するものとする。</u></p> <p>第 8 条 ～ 第 18 条 (略)</p>	